ひろしまドッグぱーくの動物愛護管理法上の取扱い等に関する第三回質問主意書

提出者 松本大輔

ひろしまドッグぱーくの動物愛護管理法上の取扱い等に関する第三回質問主意書

「前々回質問主意書」という。)に対する答弁書(平成十八年十二月五日内閣衆質百六十五第百八十号、 前 々回提出した質問主意書 (平成十八年十一月二十四 日提出第百六十五 回国会質問第百八十号、 以

下「前々回答弁書」という。)が不十分であることから、 再質問主意書(平成十八年十二月七日提出第百六

十五回国会質問第二百十九号、以下「前回質問主意書」という。)を提出したところであるが、 それに対す

る答弁書(平成十八年十二月十五日内閣衆質百六十五第二百十九号、以下「前回答弁書」という。) は不誠

問につき一答弁とし、 実極まりなく、 甚だ遺憾である。 複数の質問に対しまとめて答弁することは厳に控えられたい。 以下、 前回答弁書につき再度質問する。 なお、 答弁に当たっては必ず一質 また、 以下において

法 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号) を指すものとする。

基本的事項について

1 年 九月 前々回答弁書の一の1についてでは、法人による届出において、 一日」である一方、 届出日は「平成十七年七月四日」とのことであり、従って当該法人は、平成 営業開始の予定年月日が「平成十六

十七年改正前の法 (以下「旧法」という。)第八条第一項の規定による届出をせずに平成十六年九月一

否、 る。 いう。)に事前に届け出なければならないこととされていることから、 和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長 日より動物取扱業を営み、 項に規定する届出義務に違反すると思料されるところ、政府の見解を示されたい。なお、犯罪の成 すなわち旧法第二十九条第一号に該当するか否かではなく、 旧 法第八条第一項においては、 平成十七年六月に閉園した後の同年七月四日に事後的に届け出たことにな 動物取扱業を営もうとする者は、 右記事実が旧法第八条第一項に規定す 都道府県知事及び地方自治 当該法人の行為は旧法第八条第 (以下「都道府県知事等」と 法 韶

2 措置の活用状況を明らかにすることによって、 当該企業の事業活動に影響を及ぼすおそれがあるため、 あると考えているのか、具体的かつ網羅的に示されたい。 前 回答弁書の一の2についてでは 「当該企業の具体的な支援措置の活用状況を明らかにすることは、 当該企業の事業活動にどのような影響を及ぼすおそれが 答弁を差し控えたい」とのことであるが、

る届出義務に違反するか否かについて示されたい。

管理法第八条第一項の届出とは、 前回答弁書の一の4についてでは「旧経営革新支援法第四条第一項の規定に基づく申請と旧動物愛護 その根拠となる法律が異なるものであり、これらの内容を単純に比較

3

することは適当でないと考える。」とのことであるが、 を受けた事業が、 ると考えるのか、 いずれかの見解を示されたい。 特別刑法の規定に違反する疑いがある場合、 単純な比較をしているのではなく、 政府として問題がないと考えるの 公的な支援 かか、 あ

4 とのことであるが、これに従えば事業所の名称が単に「ドッグプロダクション」である届出は存在しな 記載されていたとのことであり、当該事業所の名称の変更の届出は出されていないとのことである。」 前回答弁書の一の5についてでは「事業所の名称は「ドッグプロダクション、 「ドッグパーク」」と

いという理解でよい

か。

5 11 「ドッグパーク」」である届出内容について答弁があったところ、これは事実に反するのではないか。 て問うたのに対し、 前 々回質問主意書の一の3において、 前々回答弁書の一の3についてでは、 事業所の名称が単に 事業所の名称が「ドッグプロダクション、 「ドッグプロダクション」である届出につ

6 在 前 広島市において整理を行っているところであり、 々回答弁書の一の6についてでは、 広島市が法に基づき行った対応等の事実関係については、 環境省としては、 現時点において、 広島市の対応 現

政府の見解を示されたい。

弁を繰り返しているが、 について見解を述べることは差し控えたいとのことであり、 その整理内容を示されたい。 広島市における現在までの事実関係 また、今後いつまでに整理を終えるかについても、 前回答弁書の一の8についてでも同様 の整理の状況について政府として把握 広島市から把握 した の答

一 原因究明について(事件発覚までの広島市の対応)

した上で、併せて示されたい。

1 れ づき勧告するかどうかに関する広島市の判断の詳細について承知していない」とあり、 なかったにもかかわらず、 の 2 に を把握すればよいものと考える。 前 々回答弁書の二の2についてでは おいても同様の答弁を繰り返しているが、 同項の規定に基づく勧告を出さなかった正当な理由を示されたい。 広島市(「環境省としては、 の判断 広島 の詳細を把握した上で、 市 の判断の詳細を承知していない 動物愛護管理法第二十三条第一項の規定に基 度重なる指導に事業者が従わ のであれ 前回答弁書の二 そ

市 き業務の停止を命ずるかどうかに関する広島市の判断の詳細について承知していない」とあるが、 の判断 前 々回答弁書の二の3についてでは「環境省としては、動物愛護管理法第十九条第一項の規定に基づ の詳細を承知していないのであれば、 それを把握すればよいものと考える。 広島市の判断 広島 の詳

2

細を把握した上で、 事業者が事業の実施に必要な権原を有していなかったにもかかわらず、 業務の停止

を命じなかった正当な理由を示されたい。

3 前 々回答弁書の二の6についてでは「立入検査がより一層適切に行われるよう指導してまいりたい」

との答弁があったのに対し、 前回質問主意書でこの 「指導」の法令上の根拠を問うたところ、 前回答弁

書の二の4についてでは 「環境省としては、 動物愛護管理法の所管省庁として、今後、 動物愛護管理法

の規定の解釈についての情報提供を行ってまいりたい」としているが、この答弁は法令上の根拠につい

ては全く言及していない。 再度お伺いするが、 前々回答弁書の二の6についての 「指導」 の法令上の根

拠はないという理解でよいか。

4 前 回答弁書の二の5についてでは 「環境省としては、 必要に応じ、 立入検査に係る実態の把握 に努め

てまいりたい」とのことであるが、 政府として現時点では立入検査に係る実態の把握の必要はないと考

えているのか。

三 広島市の対応について(虐待の判断根拠)

前 [々回答弁書の三の3について及び三の4について並びに前回答弁書の三の1について及び三の2につ

ても把握していないことは明らかな怠慢であり、 物愛護管理室長よりなされていたものと承知している。にもかかわらず、二ヶ月以上も経った現在におい 際に広島市における検討状況を政府として把握するよう求めたのに対し、 五日及び十月十七日の二回にわたり、 ような検討が行われたかについて詳細には把握していない」とのことであるが、 いてでは 「環境省としては、 広島市において動物愛護管理法第四十四条第二項の規定の解釈についてどの 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から説明を聴取し、 甚だ遺憾である。 早急に広島市より詳細を把握した上 把握に努めていく旨の発言が動 本件については本年十月 その

で、

以下につき再度答弁されたい。

げる保護動物に対して、一般的に、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱いをすることをい 虐待に当たるか否かの具体的判断は、 のに対し、 釈回答」という。)によれば、 る法律第十三条第一 内閣総理大臣官房管理室長名で警察庁保安部防犯企画課長宛に発出された 「動物の保護及び管理に関する法律第十三条第一項に規定する虐待とは、 項に規定する虐待の解釈について 警察庁より照会事項一として法に規定する虐待の一 当該行為の目的、 (回答) 」 手段、 態様等及び当該行為による苦痛の程度等を (平成元年総管第百四十七号。 「動物の保護及び管理に関す 般的見解を求められた 同条第二項各号に掲 以下 解

総合して、 社会通念としての一般人の健全な常識により判断すべきものであると解する」と回答している

と承知している。

て判断すべきものであり、 療行為等を施さなかったことにより、それが起因して当該動物を死に至らしめた場合」について、それぞ 該動物を死に至らしめた場合、 スについては、 水を与えなかった理由等の点について、 れ法に規定する虐待に該当すると解してよいかとの照会に対し、 警察庁より照会事項二として「①動物にエサや水を与えなかったことにより、 治療等を施さない正当な理由があるかどうか等の点について、十分検討を加えた上で、虐待に 一般に疾病にかかった動物について飼い主に治療義務があるとの社会通念が成立している 動物にエサや水を与えない①のようなケースについては、 2)動物が疾病にかかり、 また、 何ら治療行為等を施さないという②のような不作為のケー いずれ病死するかも知れないことを承知で何ら治 「上記照会事項一についての見解に沿っ 動物 それが起因して当 0 態様、 エサや

1 の点について、 本件は右記(1)のケースに該当すると思料されるところ、 広島市による検討の詳細を把握した上で、 動物の態様、 その検討内容を具体的に示されたい。 エサや水を与えなかった理由等 当たるか否か判断すべきものと思料する」と回答していると承知している。

握に努めてまいりたい」とのことであるが、 政府として現時点でその必要はないと考えてい るの か。

3 現地を視察した際、 重度の栄養失調を原因とする皮膚病などの疾病にかかった犬や失明の疑いのある

犬もいたと承知しており、 右記2のケースにも該当すると思料されるところ、飼い主に治療義務がある

との社会通念が成立しているかどうか、治療等を施さない正当な理由があるかどうか等の点について、

広島市による検討の詳細を把握した上で、その検討内容を具体的に示されたい。

4 前 々回答弁書の三の4について及び前回答弁書の三の2についてでは「今後、 必要があれば、 その把

握に努めてまいりたい」とのことであるが、 政府として現時点でその必要はないと考えてい るの か。

5 本年十月五日及び十月十七日の二回にわたり、 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から説明を

聴取し、 その際に広島市における検討状況を政府として把握するよう求めたのに対し、 把握に努めてい

く旨の発言が動物愛護管理室長よりなされていたものと承知しているが、 この発言の有無について政府

の見解を示されたい。

広島市の対応について(虐待の解釈の妥当性)

兀

ても把握していないことは明らかな怠慢であり、 物愛護管理室長よりなされていたものと承知している。 際に広島市における検討状況を政府として把握するよう求めたのに対し、 五日及び十月十七日の二回にわたり、 ような検討が行われたかについて詳細には把握していない」とのことであるが、 いてでは 前 [々回答弁書の四の1について及び四の2について並びに前回答弁書の四の1について及び四の2につ 「環境省としては、 広島市において動物愛護管理法第四十四条第二項の規定の解釈についてどの 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から説明を聴取し、 甚だ遺憾である。 にもかかわらず、二ヶ月以上も経った現在にお 早急に広島市より詳細を把握した上 把握に努めていく旨の発言が動 本件については本年十月 その

に 等で衰弱させた行為が、法第四十四条第二項に規定する虐待に該当するか否かについて、 ホームページ掲載文書、 ションが には、 『ドッグプロダクション』の行為に対する広島市の方針について」 「みだりに給餌、 秩序を乱して・むやみに・故意にといった意味が含まれています。従って、ドッグプロダク 以下「広島市方針」という。)によれば、 給水をやめた」かどうかが問題となります。 本件において約五百頭の犬を栄養失調 (中略) (平成十八年十一月十三日広島市 ドッグプロダクションは この 『みだり

で、

以下につき再度答弁されたい。

資力の範囲で犬の飼養を続けており、 確認できないことから、 刑罰がかけられる『虐待』にはあたらないと判断」したとしている。 犯意・悪意を持って『みだりに』 給餌・給水をやめたという事実は

ず愛護動物を不健康な状態に陥らせるといった行為も、 例示されているものと解される」とした上で、 すものであり、その代表的な行為として『みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる行為』が 1 法第二十七条)第二項に規定する虐待について、 どうかを問うているのではなく、 詳細を把握の上、 会通念上正当性があると認められる範囲内ということになるが、その正当性とは何か。広島市の検討の あるとされる。広島市の判断に従えば、 思われるが、 方、平成十四年 (ろ) 広島· 市の解釈にある 法令上の「みだりに」の解釈は その検討内容を示されたい。なお、 「秩序を乱して・むやみに・故意に」は、 第四号平成十五年三月十三日伊那簡易裁判所判決において、 広島市の検討内容を把握して示すことのみを求めているので、 約五百頭の犬に対し十分な給餌・給水をしなかった行為は、 「著しく不衛生な場所で飼育し、 「社会通念上正当性があると認められる範囲を超えて」で 「愛護動物の飼育者としての看護を著しく怠る行為を指 法第四十四条第二項に規定する虐待に該当するか 上記 『虐待』に該当する」と判示されている。 一般語としての 給餌又は給水を十分与え 「みだりに」の意味と 法第四十四条 留意あ 旧 社

りたい。

2 に人間 のみをもって虐待の判断根拠としている。虐待の概念については、 実は確認できないことから、 た行為に過ぎない。 を示されたい。 目した広島市の判断は安易であると思料されるところ、 法第四十四条第二項にある「みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる行為」 の側の目的ないし必要性等の事情を加えて総合的に判断すべきであり、 なお、 しかし広島市は、 法第四十四条第二項に規定する虐待に該当するかどうかを問うているのではな 刑罰がかけられる『虐待』にはあたらない」としており、 「犯意・悪意を持って 広島市の検討の詳細を把握の上、 『みだりに』 動物の被る苦痛を中心に捉え、 給餌・給水をやめたという事 例示行為の有無だけに着 例示行為の有無 その検討 は例示され 内容

五 広島市の対応について (殺傷の解釈の妥当性)

広島市の検討内容を把握して示すことのみを求めているので、

留意ありたい。

て動物愛護管理法第四十四条第一項の規定の解釈についてどのような検討が行われたかについて詳細には 前 |夕回答弁書の五の2について及び前回答弁書の五の1についてでは「環境省としては、 広島市におい

把握していない」とするとともに、

前々回答弁書の五の5について及び前回答弁書の五の3についてでは

る。 物愛護管理室長から説明を聴取し、その際に広島市における検討状況を政府として把握するよう求めたの わらず、二ヶ月以上も経った現在においても把握していないことは明らかな怠慢であり、甚だ遺憾であ に対し、 「環境省としては、 早急に広島市より詳細を把握した上で、以下につき再度答弁されたい。 把握に努めていく旨の発言が動物愛護管理室長よりなされていたものと承知している。にもかか 本件については本年十月五日及び十月十七日の二回にわたり、 広島市においてどのような検証が行われたかについて詳細には把握していない」との 環境省自然環境局総 務課動

たので、 た。 第 然死なのかを判断するのは困難であり、これまでの飼養状況などから判断するしかない。』とのことでし に埋葬した』というドッグプロダクションの申し立てから、 けて死体を確認した上で、 一項に規定する殺傷に該当するか否かについて、 広島市方針によれば、 その結果、 一点目でお示しした飼養状況や、『給餌の量が充分ではなく、衰弱して死亡したものを弔うため 『死体を見ただけではみだりに殺されたのか、 本件において三十四頭の犬を栄養失調等から衰弱死させた行為が、 西警察署の担当警察官に『みだりに殺した』ものかどうか、 「本市はアークエンジェルズの代表者からの通報を受 『みだりに殺した』ものではないと判断しま 虐待を受けて殺されたのか、 見解を求めまし 老衰などの自 法第四十四条

した」としている。

餌 第一項に基づき北海道警察が、「ブリーダーが経営に窮したことから、飼っていた犬三頭に対して、 ため飼っていた犬四頭に対して給餌・給水を止め、 ・給水を止めたことにより衰弱させた」事案を同条第二項に基づき宮城県警察が、それぞれ検挙したも 警察庁によると、平成十七年に「元ペットショップ経営者が飼育に窮したことから、 放置したことにより餓死させた」事案を法第四十四条 繁殖目的の 給

のと承知している。

1 り検討 は、 当するかどうかを問うているのではなく、広島市の検討内容を把握して示すことのみを求めているの 法令上、 社会通念上正当性があると認められる範囲内ということになるが、 の詳細を把握の上、その検討内容を示されたい。 広島市の判断に従えば、三十四頭の犬に対し十分な給餌・給水をせずに死に到らしめた行為 「みだりに」の解釈は 「社会通念上正当性があると認められる範囲を超えて」であるとされ なお、 法第四十四条第一項に規定する殺傷に該 その正当性とは何か。 広島市よ

2 事業者の申立てによれば、 「給餌の量が充分ではなく、 衰弱して死亡したものを弔うために埋葬し

で、留意ありたい。

第一項に規定する殺傷に該当するかどうかを問うているのではなく、広島市の検討内容を把握して示す 当性についての広島市の検証内容の詳細を把握の上、 多数積み重ねられていたと承知しており、 た」とのことであるが、 三十四頭の犬の死骸が埋められていた場所には、 証拠隠滅の疑いもあると思料されるところ、この申立て その検討内容を示されたい。 使用されていない木製の柵が なお、 法第四十四条 の 正

3 握に努めてまいりたい」とのことであるが、 前々回答弁書の五の5について及び前回答弁書の五の3についてでは「今後、 政府として現時点でその必要はないと考えているの 必要があれば、 か。 その把

ことのみを求めているので、留意ありたい。

六

ぱーく自身がどうであったのかということについては、 41 いうような事態に至らないようにするにはどういう対策を講じていったらいいか、 スですけれども、しかし、このようなことが実際に行われているということにショックを受けます。こう けないと思っております。」と答弁している。この 再発防止について(虐待への厳正な対処等) 本年十二月一日の第百六十五回国会衆議院環境委員会において、 「対策」の具体的な内容について、 いろいろと報告を受けておりますが、 若林環境大臣は 真剣に取り組まなきゃ 「この広島のドッグ 前回質問主意書 極端なケー

で問うたところ、前回答弁書の六の3についてでは「今後、当該事実関係等を踏まえ、必要な対応を検討

してまいりたい」とのことであるが、「真剣に取り組まなきゃいけない」にもかかわらず、この半月余り

右質問する。

検討には着手していないという理解でよいか。